

(新型コロナ関連)収入が減少した世帯(家計急変世帯)に給付金を支給します

申請 福祉課臨時特別給付金担当 ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、収入が減少した世帯(家計急変世帯)に給付金を支給します。

対象 次の全ての要件に該当する世帯

- ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象外である
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した
- ・世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税(相当)水準以下である

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外

※住民税非課税(相当)水準以下であるかどうかは、市ホームページまたは問合せ先へご確認ください

支給額 1世帯につき10万円

申請方法 次の①②の書類を郵送

①申請書(市ホームページで取得できます)

※ホームページでの取得が難しい人は、ご連絡ください

②簡易な収入(所得)見込額の申立書

※その他収入状況を確認できる書類や本人確認書類などを添付する必要があります



申請締切 9月30日(金)必着

給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

市が、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などを求めることは絶対にありません。

感染症の影響を受け売上が減少した事業者(飲食店等含む全業種)へ小郡市事業復活応援金を給付します

市独自
支援

申請 商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111

感染症の影響により、売上が大きく減少した事業者に対し、事業の継続と立て直しを支援するため、市独自に応援金を給付します。

対象 市内に事業所があり、国の支援金(下記参照)を受給した中小法人または個人事業者

※事業所を持たない業種の場合は、市の住民基本台帳に登録されている人

給付額 国の支援金の受給額に10分の1を乗じた額

※1,000円未満切り捨て

給付時期 申請に不備がない場合、受付から2週間程度で指定口座に振込み

申請方法 必要書類を郵送

【必要書類】

- ・申請書(市役所本館1階案内、小郡市商工会、おごり情報プラザ、市ホームページで取得)
- ・国の給付通知書の写し

【郵送先】 ☎838-0198 小郡市小郡255-1
復活応援金担当

申請期限 8月31日(水)消印有効



国の支援金 事業復活支援金

感染症の影響で、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の任意の同じ月と比較して、30%以上減少した事業者に対し、支援金を給付。

申請期限 5月31日(火)

相談窓口 フリーダイヤル ☎0120-789-140、IP電話 ☎03-6834-7593(通話料がかかります)

時間 午前8時30分～午後7時(土日祝日含む全日対応)



高齢者健康づくり(介護予防) ポイント事業を試行的に始めます

申問 長寿支援課高齢者支援係 ☎72-2111

市やコミュニティセンターなどが主催の介護予防に資する活動や高齢者支援のボランティア活動に参加した人にポイントを付与する事業を試行的に始めます。貯まったポイントは、換金できます。

この事業は、高齢者の介護予防や健康づくり事業、地域におけるボランティア活動を支援することにより、健康増進・フレイル予防・社会参加・担い手確保などを目的に行うものです。



▲介護予防音楽サロン教室

期間 令和5年2月まで

対象 65歳以上の市内在住者(入所中の人は対象外)

ポイントを付与する主な事業

1	<p>長寿支援課主催の介護予防事業(共催・委託事業含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業(はつらつ長寿プロジェクト) ● すこやか教室(運動器機能向上教室) ● 介護予防音楽サロン教室(関連記事28ページ) ● ケア・トランポリン教室 ● マッスルスーツ講座 ● ストレッチング教室(8~11月、久留米大学包括連携事業) ● サロン推進員養成講座
2	<p>コミュニティセンター(まちづくり協議会)主催の介護予防に資する事業(共催事業含む)</p>
3	<p>社会福祉協議会主催の介護予防に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉レクリエーションボランティア講座 ● おごおりレク健康隊派遣事業のボランティア活動
4	<p>老人クラブ連合会主催の介護予防に資する事業</p>

健康づくりもできて、
ポイントも貯まります。
一石二鳥にも三鳥にも！
ぜひご利用ください。



※詳しい対象事業は、長寿支援課や市ホームページでご確認ください。
随時更新します

ポイント事業の流れ

- ①長寿支援課・コミュニティセンター・社会福祉協議会・老人クラブ連合会などで申請し、ポイントカードを受け取る
- ②介護予防事業などに参加。ポイントカードにスタンプを押印またはシール貼付。1日1ポイント(スタンプ1個)が上限です
- ③ポイント換金申請(換金申請は、令和5年3月まで【原則】)
- ④審査後、対象者の口座に振り込み

ポイント換金申請

- 1ポイント=100円
 - 500円単位で換金可能(上限額5,000円、口座振込)
 - 期間 令和5年3月
- ※換金は、1人につき年度内1回限り
※貯めたポイントは、翌年度に繰越できません
※令和5年度以降は、換金ではなく特産品などの交換となる可能性があります

大崎教育集会所は「大崎市民館」に変わりました

☎大崎市民館(旧大崎教育集会所) ☎72-9738

大崎教育集会所は、部落差別解消推進法の施行をふまえ、より一層の体制の充実を図るため、4月1日から教育集会所から隣保館へと用途を変更します。

これに伴い、名称を「大崎教育集会所」から「大崎市民館」へ変更します。利用時間は変わりませんが、会議室などの使用料に一部変更があります。詳細はお問い合わせください。



令和4年度の就学援助申請を受け付けます

☎教育総務課教育総務係(西別館3階) ☎72-2111、子どもが就学している市立小・中学校

市は、経済的理由で給食費や学用品費の支払いにお困りの市立小・中学校に通う児童生徒の保護者に、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助の申請は、年度ごとに必要です。現在援助を受けている人も、引き続き援助を希望する場合は、申請してください。

※令和4年度の小・中学校1年生で、令和4年度就学援助費(入学準備金)の認定を受けた人は、再度申請する必要はありません。ただし、認定を受けた1年生に兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹分の申請が必要です



対象世帯

- ・市民税が非課税の世帯
- ・国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯
- ・児童扶養手当の受給世帯
- ・その他、経済的理由で生活が苦しい世帯

援助内容 給食費、学用品費、入学準備金、オンライン学習通信費、修学旅行費、医療費(学校保健安全法で定める疾病が対象)など

申請方法 就学援助申請書を提出

※申請書は、教育総務課教育総務係または子どもが就学している市立小・中学校で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。



注意事項

- ・就学援助の認定をする際に、世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告がされていないと認定できません
- ・市外からの転入者は、転入時期によって、課税所得証明書など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)の提出が必要です
- ・年度途中から認定された人は、認定された月以降からの月割り支給になります(転校・転入・世帯の状況の変化以外は、令和5年2月末に申請を締め切ります)

“小郡で創業”を応援します！創業支援のご案内

申問 商工・企業立地課 商工観光係 ☎72-2111

商工・企業立地課で行っている「創業相談のワンストップ窓口」では、ビジネスモデル構築や資金調達に関して、関係機関と連携しています。補助金の給付や相談窓口を設置することで創業する人や創業を考えている人を支援します。

①小郡市創業者支援事業補助金 令和4年度から拡充

事業を営んでいない人が市内で創業する場合、創業にかかる初期費用や事業を営むための貸室家賃の一部を補助

	補助率	上限額
創業費	2分の1以内	30万円
家賃補助		1か月あたり2万円(12か月上限)

PICK UP

用途地域における商業地域(市内では小郡駅周辺)にある1年以上空いたテナントで創業する人は、家賃補助の上限額を1か月あたり3万円に引き上げます

②新規創業資金等借入者利子補給補助金

新規創業のために融資を受けた場合、利子12か月分を補助(上限総額15万円)

①②の申請受付は、4月1日(金)から先着順で行い、予算額に達した時点で締め切ります。申請には条件がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。



個別創業相談を行います 令和4年度から拡充

「創業支援塾(年1回開催)」を、同じ内容で「個別創業相談(予約制)」として随時受け付けます。相談枠に限りがありますので、詳しくは、小郡市商工会(☎72-4121)にお問い合わせください。

小郡フリーマーケット七夕市出店者募集

申問 小郡フリーマーケット七夕市実行委員会事務局((一社)小郡市観光協会内) ☎72-4008
〒838-0142 小郡市大板井267-4

日時 5月14日(土)
午前10時～午後3時 ※少雨決行
会場 イオン小郡ショッピングセンター北側駐車場
募集ブース 約75ブース(抽選)
※1ブース・間口2.5m×奥行5m
※1人上限2ブース
※車出店ではありません
※飲食品の出店・販売はできません
※出店場所は主催者が決定し、当日指示します
出店料(1ブース当たり)
市内在住者 1,000円、市外在住者 2,000円

申込方法 往復はがきで代表者の①郵便番号②住所③氏名④電話番号⑤申込ブース数⑥出店品目を明記し、申込み
※返信用はがきに、郵便番号、住所、氏名を記入してください
※詳しくは、市ホームページをご覧ください
申込締切 4月22日(金)消印有効
※抽選結果は、4月28日(木)までに発送します



小郡市行政経営行動計画を策定しました

問 経営戦略課政策推進係 ☎72-2111

8

市では、平成29年に策定した小郡市行政経営アクションプランに基づき、行財政運営を進めてきました。現計画が令和3年度で終了することを受け、新たな行財政運営の指針となる「小郡市行政経営行動計画」(令和4～8年度)を策定しました。

策定の経過

計画の策定に当たっては、市長を本部長とする行政改革推進本部会議において検討が進められました。また、有識者、市民公募委員などで構成する小郡市行政改革推進委員会でも審議を重ね、2月に市長へ答申がされました。

答申では、①ふるさと納税制度の充実・強化などによる積極的な収入の確保②利用者へ配慮したデジタル化の推進③新しい発想や手法が生まれる職場環境づくりと計画的な定員管理、に取り組むことが市長へ要望されました。

市では、委員会からの答申を受け、計画を策定しました。



※計画の詳細は市ホームページでご確認ください



▲加地市長へ答申書を手渡す右田喜章会長(中央)と木下綾子副会長(右)

はり・きゅう施術券を交付します

申 問 国保年金課国保係、医療・年金係(本館1階) ☎72-2111

9

市は、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人の健康増進のため、はり・きゅう施術券を交付しています。交付を希望する人は、申請してください。

申請方法 窓口にて被保険者証を持参
※来庁が難しい場合はご連絡ください

助成額 1回1,200円(国保は1世帯あたり年間60回まで、後期高齢者は1人あたり年間60回まで)

※自己負担分は、施術料金から助成額を差し引いた金額です

治療院一覧

治療院	住所	電話番号
重松鍼灸マッサージ療院	祇園一丁目13-13	72-6887
山崎針療院	三沢4225-354	75-0502
正健堂治療院	上岩田1305-1	72-1807

令和4年度傾聴カフェを開催します

申 問 小郡市ボランティア情報センター ☎73-1131

10

傾聴ボランティア「でんでん虫」が、傾聴の場を開きます。傾聴は1対1で相手の話をじっくり聞いて、気持ちを共感するコミュニケーションです。どんなお話でも構いません。今、思っていることを話してみませんか。

期日 4月、6月、8月、10月、12月、2月の第3木曜日

時間 午後1時～3時

会場 あすてらす

定員 各日15人程度

申込方法 電話・ファクスで①住所②氏名③電話番号をお知らせください



下水道を使用できる区域が広がります

問 下水道課管理係、工務係(西別館2階) ☎72-2111

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。

排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は供用開始の日から3年以内にトイレを汲み取り式から水洗式に改造し、台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。市指定工事店の一覧表は、下水道課工務係窓口または市ホームページでご確認ください。



下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地所有者は、その工事費の一部を受益者負担として納付していただくことになります。

受益者負担金は、土地面積1㎡当たり280円を乗じた金額です。対象の土地所有者には、5月中に申告書類を送付しますので、内容を確認のうえ、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

私道への下水道管設置について

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。詳しくは下水道課工務係までお問い合わせください。

下水道使用料について

下水道を使用すると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めていただきます。手続方法など、詳しくは下水道課管理係までお問い合わせください。



■ 新たに下水道を使用できる区域

■ 既存の下水道を使用できる区域

※詳しい地図は窓口で確認できます

市民提案型協働事業を募集します

12

申問 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係 (本館2階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

市民提案型協働事業は、市と市民活動団体が協力して、地域の課題を解決するための取組です。それぞれの特性や強みを生かして協働することで、より効果的に事業を進めることができます。

対象となる事業

- 次の要件を全て満たし、5人以上の団体が実施する事業
- ・主に市内または市民を対象に実施すること
 - ・地域課題の解決につながる事
 - ・行政と協働して実施することが妥当であること
 - ・市民活動団体の特性や専門性を生かした事業であること
 - ・令和5年3月31日までに終了すること

2つの補助メニューがあります

①スタート応援補助金

活動実績
不要

上限
10万円

採択は
1回限り

3件程度
採択予定

②協働事業補助金

活動実績
1年以上

上限
30万円

採択は
最大2回

6件程度
採択予定

小郡市は50歳になりました

令和4年度、小郡市市制施行50周年を迎えます。「50を絡めた〇〇事業」「50歳の〇〇」など、「50」をキーワードにした新たな事業も大募集。皆さんの自由な発想で行う事業をお待ちしています。

●令和3年度の主な採択事業



▲子どもの誇りや郷土愛を育む事業「小郡はじまりの物語」

▲食育を通し子どもを育む「こども食堂」

応募方法 必要書類を持参または郵送

- ★詳しくは、募集要項をご覧ください。募集要項は、次の場所で取得できます
- ・コミュニティ推進課窓口
 - ・コミュニティセンター
 - ・生涯学習センター
 - ・小郡市ボランティア情報センター (あすてらす内)
 - ・市ホームページ

応募締切 4月20日(水)必着



審査スケジュール

一次審査

応募締切後、書類審査

二次審査

4月27日(水)
プレゼンテーション・ヒアリング審査

採択・実施

補助決定後から令和5年3月末までが補助対象期間です

個別相談会を実施します(要予約)

応募にあたって、不安な点や書類の書き方を相談できます。下記から希望日時を選んで、コミュニティ推進課に申し込んでください。

期日	会場	時間	
4月7日(木)	市役所本館2階 コミュニティ推進課	①午後1時30分～	②午後3時～
4月15日(金)		③午後6時～	④午後7時30分～
4月9日(土)	三国校区 コミュニティセンター	①午前9時30分～	②午前11時～
4月17日(日)		③午後1時30分～	④午後3時～
4月17日(日)	あすてらす		

